

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第19号によって進めます。

日程第1、認第1号「平成30年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第7、認第7号「平成30年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件を一括議題といたします。

この際、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

〔決算特別委員長 菅野修一 議員 登壇〕

◎決算特別委員長(菅野修一議員)

おはようございます。今定例会において、当決算特別委員会に付託されました、認第1号「平成30年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定」をはじめとする、決算議案7案件に対する、審査の経過と結果について、ご報告いたします。

当委員会は、去る9月17日及び18日の2日間にわたり、議場において総括質疑を行い、市長、副市長、教育長、各行政委員会の長並びに各課長、室長の出席を求め、委員全員による委員会を開催し、監査委員より提出された各会計決算及び基金運用状況審査意見書、財政健全化・経営健全化審査意見書並びに、市長から提出された各会計、歳入歳出決算書、さらに、主要な施策の成果と予算執行の実績報告書にもとづき、具体的に予算の執行状況等について審査を行い、終始、活発な質疑応答が展開されました。

さらに審査の慎重を期するため、2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る18日から、それぞれの分科会において、細部にわたり審査を行ってまいりました。

その分科会の審査の結果につきましては、昨日開かれました決算特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ報告がなされたところであります。

この際、総括質疑における審査の概要について申し上げますが、決算特別委員会は、全議員を以って構成されておりますので、簡潔にご報告いたします。

また細部につきましては、各分科会委員長の報告によって、ご承知置き願います。

まず、最初に長期間にわたり、膨大な資料に目を通されるなど、決算の審査に務められました監査委員のご労苦に対し、心より敬意を表するものであります。

また、平成30年度一般会計及び特別会計の形式収支、

実質収支、並びに財政健全化指標等の総括事項については、各提出書類に記載されておりますので、割愛させていただきます。

最初に、一般会計の概要について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

本市においては、各種事業の精査など当局のたゆまぬご努力により、平成30年度決算における経常収支比率及び実質公債費比率が減少するなど、財政状況は徐々に好転しておりますが、普通交付税が前年度に比べ約1億3,900万円減少しており、また、社会保障費の増加や空き公共施設に係る除却費用、さらには、例年必要となる高額な除排雪経費を確保するため、今後も厳しい財政状況が続くものと予想されます。

つきましては、引き続き、各事業の執行に際し、国や県の補助金、有利な地方債や、ふるさと尾花沢応援基金の活用により、健全財政を維持していくとともに、自主財源の確保に努め、財政基盤の強化を図るよう要望したところであります。

未収金収納状況については、収納対策本部の設置や納税相談員を配置されるなど、全庁的な収納対策に取り組んでおられることは、自主財源を確保する上で、大変評価するものであります。

また、前年度と比較し、収入未済額は減少しているものの、受益者負担の原則及び公平性の観点から、早期徴収など多様な対応により、さらなる収入未済額の縮減に取り組むよう要望したところであります。

併せて、債権管理条例の制定についても、県内では例がないとのことではありますが、今後、十分検討されるよう要望したところであります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、第2款総務費について申し上げます。

産業創出型シェアハウス事業については、起業、就農を目指す方が集い、それぞれの分野で自分の持っているカラーを出し合い、そこから新しい色を作り出すことが、本来のシェアハウスのあるべき姿であることから、いろんな方にシェアハウスに入っただき、産業創出に結び付けられるような事業を展開されるよう要望したところであります。

次に、防災行政無線音達エリア対策整備工事については、音声の聞き取りづらい地域に、拡声子局の新設及びスピーカーの増設をしたところであり、これからも聞きづらい地域の解消を進めるとともに、放送内容についても、災害、防災情報のみならず、市からのお知らせなど、より幅広い情報の発信について、他市町の動向を見ながら、検討を進められるよう要望したと

ころであります。

また、各地区における緊急時の子局を活用した防災行政無線の使用については、各区長などに対し、その使用方法について指導、周知され、有事の際には迅速かつ正確な情報伝達ができるよう要望したところであります。

併せて、戸別受信機の配備についても、今後検討されるよう、要望したところであります。

次に、尾花沢スイカ加工品試作業務委託については、スイカの果肉を加工したスイカパウダーを開発され、市内のパン屋でこのパウダーを使った製品の売上げが好調だったということですが、スイカの味やデザインなど、トータル的なバランスを十分考慮しながら、新たな商品開発へとつながるよう要望したところであります。

次に、第3款民生費について申し上げます。

放課後児童クラブ支援事業については、申し込みをしても入所できない児童がいるとのことですが、特に低学年の児童については、優先的に利用できるようにしていただくとともに、高学年の児童についても、入所のニーズを十分考慮しながら、事業に取り組みられるよう要望したところであります。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

健康増進事業については、上柳健康増進施設の利用者数が前年度比で減少したとのことですが、市民の健康増進を図る上で、拠点となる施設であることから、今後、さまざまなイベントを企画、実施されるとともに、各種団体等に対しても広く周知され、施設の利用拡大に努められるよう要望したところであります。

次に、第6款農林水産業費について申し上げます。

地籍調査事業については、調査完了した区域に係る国への認証業務及び法務局への登記業務を進めているとのことですが、森林環境譲与税の新設に伴い、森林整備を通じた林業の活性化も見込まれており、今後、山間部における地籍調査の重要性が高まってくることから、国への認証業務等を早急に完了されるとともに、計画的に山間部の調査に入られるよう要望したところであります。

花笠高原施設管理事業について、花笠高原ログハウスの稼働率が夏休み期間を除いて、かなり低いとのことですが、鶴子の満天の星空の下でチェロの演奏を聴けるような、音楽と絡めたイベントの企画など、誘客への取り組みを今後進めていただくとともに、花笠高原エリア全体の活性化、また花笠高原荘、ログハ

ウスの利用拡大に努められるよう要望したところであります。

有害鳥獣対策事業については、クマの生態調査は県で実施し、頭数管理を行うための計画を策定しており、また、サルの調査は市で実施し、個体調整を行っているとのことですが、今後も引き続き、計画的な個体調整等が行われるよう要望したところであります。

また、有害鳥獣対策として、電気柵の設置も大変有効な手段であることから、設置される際は、人的被害がないように安全講習をしっかりと受けていただくよう周知されるとともに、現地での設置状況の確認や指導、助言を行うなど、より安全で効果的な対策となるよう要望したところであります。

次に、第7款商工費について申し上げます。

東北観光復興交付金事業のスノーランドについては、2年目の開催となり、入れ込み客数は一昨年度より大きく増加していることから、冬の尾花沢の観光資源として、県内外だけでなくインバウンドの観光客にも大いに楽しんでいただける取り組みがなされるよう要望したところであります。

次に、第8款土木費について申し上げます。

児童公園遊具点検業務委託については、すぐに修繕が必要なものはなかったとのことですが、子どもたちが安全に遊具を使用できるように、今後も継続して点検を実施されるとともに、遊具の更新が必要な場合には、災害時にも活用できるような遊具の設置について、検討されるよう要望したところであります。

次に、第9款消防費について申し上げます。

消防団員が必要な技能講習等の受講については、消防署員から救助資機材に関しての操作方法の講習を受けているとのことですが、近年、災害も多様化していることから、有事に即対応するため、今後とも計画的に各種講習等を実施されるとともに、消防団員の技能向上に努められるよう要望したところであります。

次に、第10款教育費について申し上げます。

中学校教育振興事業の選手派遣費補助金については、体育系の大会だけでなく、吹奏楽のアンサンブルコンテスト等への出場に対しても助成されているとのことですが、体育系の活動はもとより、書道や美術など、想像力を豊かにする文化系の活動に対して、子どもたちがますます活躍できるような支援策を要望したところであります。

次に、図書館事業について、貸出総冊数が前年度比で増加したとのことですが、一方でレファレン

サービスが減少していることから、今後改善を図りながら、市民と本をつなぐことにより、子どもからお年寄りまで、市民の感性や創造力を豊かにし、そして生きる力を育む図書館になるよう要望したところであります。

次に、国民健康保険特別会計中央診療所施設勘定について申し上げます。

一般会計からの繰入金が増加していることとありますが、言うまでもなく、診療所は市民にとって大切な医療機関であることから、検討委員会を立ち上げるなど、医師の2名体制も含め、今後の診療所のあり方について、十分検討されるよう要望したところであります。

次に、簡易水道特別会計について申し上げます。

老朽管更新事業として、県内4地区の老朽管及び石綿管の布設替工事を行ったこととありますが、工事にあたっては、長距離かつ広範囲にわたることから、今後とも計画的に事業を実施されるよう要望したところであります。

終わりに、今回、実績報告書等の誤りが非常に多いことから、決算審査を受けることに対して、全職員が緊張感を持ちながら、内容を十分に精査された上で、決算審査に臨まれるよう要望したところであります。

以上が、特別委員会における総括質疑の大要ですが、昨日、分科会委員長からも、詳細にわたり、審査報告がなされたところであります。

これらの報告事項と併せ、当局におかれましては、審査の過程で各委員から提起されました、さまざまな意見並びに要望に対し、十分に意を配するとともに、議会の総意を今後の行財政運営に反映されるよう、強く要望いたします。

自治体における財源確保は、地方交付税が減額されるなど、厳しい状況であることから、自主財源の確保と行財政改革に引き続きしっかりと取り組み、限られた財源を、より効率的かつ計画的に運用し、さらなる市民福祉の向上と、市政の発展に努められるよう、強く要望するものであります。

以上、決算特別委員会の審査の概要について申し述べましたが、付託された平成30年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算をはじめとする決算議案7案件については、全会一致を以って、いずれも原案のとおり認定すべきであるとの決定をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。結びに、決算議案の審査に当たり、詳細なる資料を提供され、誠心誠意、説明にあ

たられました市当局、並びに長期間にわたり監査に臨まれました監査委員、そして真剣に審査にあたられました委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げ、ご報告といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

この際、申し上げます。決算特別委員長に対する質疑であります。決算特別委員会は、全議員で構成していることから、これを省略いたしますので、ご了承願います。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、採決いたします。まず、認第1号「平成30年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第1号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第2号「平成30年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第2号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第3号「平成30年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第3号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第4号「平成30年度尾花沢市国営村山北部

土地改良事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第4号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第5号「平成30年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第5号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第6号「平成30年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第6号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第7号「平成30年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第7号は、委員長報告のとおり決しました。

次に日程第8、「尾花沢市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

尾花沢市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方

法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長から指名したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決しました。

まず、尾花沢市選挙管理委員会委員の選挙を行います。尾花沢市選挙管理委員会委員に、高宮洋悦君、大場仲雄君、安倍誠君、伊藤興太郎君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました4名を、尾花沢市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4名が、尾花沢市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、尾花沢市選挙管理委員会補充員の選挙を行います。なお、補充員の順位は、指名の順と定めます。

尾花沢市選挙管理委員会補充員に、田村和雄君、三浦幹雄君、溝越久雄君、佐々木俊美君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました4名を、尾花沢市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4名が、尾花沢市選挙管理委員会補充員に当選されました。

続いて、一般議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第9、議第49号「尾花沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第25、議第66号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの17案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、17案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第9、議第49号「尾花沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第49号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第50号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第50号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第50号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第51号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第51号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第51号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第52号「尾花沢市立学校設置条

例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第52号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第52号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第53号「尾花沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第53号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第53号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第54号「尾花沢市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第54号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第54号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第15、議第55号「尾花沢市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第55号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第55号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第16、議第56号「尾花沢市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第56号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第56号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第17、議第57号「尾花沢市徳良湖温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今回の条例を改正されますと、入浴料税込みになりますと、100円から1,000円までの設定が可能だということになります。大変幅が大きいわけですが、今350円の入浴料金であります。この運用について、大きな幅を持たせたということについての、今後の値下げも可能ですし、値上げも可能になったということですので、今後の運用についてどのように考えているかお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

青野議員にお答えいたします。今後の運用になりますけれども、今回まず入浴料等について、先行する花笠高原荘の考え方に合わせております。これにつきましては、同じ市内にある施設でもありますので、またこれまでも同一料金で運営してきたという部分はありましたので、花笠高原荘の先行する部分に合わせた金額であります。今般、運営に際しましては、消費税の率の改定もあります。そういうものにも対応していきたいと思っております。ただその際に、料金のほうを直接上げるか、上げないかにつきましては、これからまた検討していくつもりであります。ですので、この運用幅につきましては、まず近隣市町村の状況を今加味させてもらったというのが一番大きいかと思います。今現在、子ども料金につきましては、当市においては150円という形で設定しておりましたけれども、近隣市町村のほうは、子ども料金のほうはだいぶ値下げになっているような状況もあります。ただ、大人料金につきましては、当市350円でありますけれども、近隣では一番安い金額になっておりますので、前回の消費税の5%から8%への引き上げの際も、見送りしてきた経過もありますので、今回については、また再度協議しますけれども、近隣の状況にも合わせるような必要性もあるのではないかと思います。これにつきましては、指定管理の受託者側への収入の安定的な確保、またはその収入の安定的な確保によって、健全な運営を今後とも継続して行っていくことが、市民サービスの継続性を確保するものだと思っておりますので、そのように考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今答弁ありましたように、料金については、この幅の中で設定ができるというふうになったわけです。花笠高原荘のあり方検討会では、薬湯風呂を徳良湖温泉に移設をするというふうな提案がございましたけど、今回のさまざまな議論の中で、そのことについても、3年間の指定管理の延長ということで、方向性が示されました。今やっぱり入浴施設を見て、私も行ってみますと、非常にこの入浴だけではなくて、例えば酸素シャワーを浴びるようなものとか、あるいは発汗作用があるような設備を導入するとか、いわば温泉施設プラスそういった、もっとこう行きたくなるような、そういう設備環境も必要だなというふうに私思います。

そういうふうな意味から、今回大変な赤字を抱えているという状況の中であって、その赤字を解消するため、値上げをするというふうなことは、私はあってはならないというふうに思います。やはりその、徳良湖温泉の設備についても、これは経済効果ももちろん考慮しなければなりませんけども、そういうものと合わせながら、今回の幅を持った料金体系が可能になったということについては、そういう基本的な視点に立った運用を私はすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

青野議員仰るとおりだと思っております。やはり既にある施設です。今後とも末永く市民の方に利用してもらうことが余暇活動または、その健康づくりという視点で、捉えていくべきだと思っております。その際に、それを継続するには、やはりある程度の費用はもちろんかかるわけですので、その継続するための費用を、ここから捻出していくというような考え方が、基本にはあったかと思っております。そういう考え方の中で、今後とも皆さんに喜んで使っていただくためには、そういう部分もあるのではないかとというふうに、料金体系の見直しもあるのではないかとというふうな考え方の視点に立っていきたいと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第57号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第57号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第18、議第58号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第58号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第58号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第19、議第59号「尾花沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今回、会計年度任用職員という新たな制度が4月1日からスタートをすると、そのための条例の制定をするという提案でございます。これまでの臨時職員制度と、来年度からの会計年度任用職員というのは、どのように違ってくるのか、変わってくるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

そして、第4条には「一般職の常勤の職員の給与との均衡を考慮し、任命権者が別に定める。」とあります。これはおそらく、規則ということで、さらにまた詳しいものが出てくると思うんですが、この一般職の常勤の職員との給与の均衡ということについては、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

3点目は、今尾花沢市には120名の臨時職員が働いておられます。その業務についても、臨時的任用というよりも、正職員とそんなに変わらないような、業務になっているんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では、この市役所を運営していくためには、なくてはならない人材だというふうに思っております。ただ、今、その臨時職員の確保、あるいは補充、これは大変厳しくなっているというふう聞いておりますけども、現状についてはどうなっておられるか。また、そうなっているとすれば、その原因については、どのように考えておられるのか。3点をお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。今議員からお話ありましたとおり、令和2年度から、会計年度任用職員制度がスタートするという事で、現在の臨時職員等につきましては、こちらのほうに移行するというふうになるもので

ございます。会計年度任用職員につきましては、一会計年度内、いわゆる4月から3月までの間で任用が定められまして、競争試験、または選考による採用ということがなされまして、任期の取り扱いなどについても規定が設けられたところがございます。新たに採用後1ヵ月につきましては、条件付採用期間というふうなことも出てまいりますし、職務に見合う給料、報酬が決定されまして、期末手当の支給につきましても明記されたところがございます。これまでと同様に、健康診断、それからストレスチェックなども規定されたところがございます。また人事評価といったところも必要となりまして、分限処分、懲戒処分、こういったことも適用される身分だというふうなことでございます。また、社会保険などにつきましても、勤務形態により、それに見合う仕組みが適用されるというふうな、会計年度職員の制度のほうに臨時職員のほうも、移行していくというふうになってございます。

それから2点目の条例案の4条のほうにあります、一般職の常勤職員との給与の均衡というふうなことでございます。これにつきましては、一般職の給料表でございますけれども、そういったところの初任給あたりの部分から参考にいたしまして、今後規則の中で、この給与水準を定めていくというふうなことで考えてございます。現行、臨時職員につきましては、ほかの市町村の臨時職員との均衡を考えながら設定しておるところでございますが、今回の制度改正に伴いまして、規則の中で、できるだけ今までの水準を考慮しながら、少しでも改善していくというふうなことで、今後進めていきたいというふうなことで考えてございます。

それから3点目の臨時職員の現状でございますけれども、議員ご指摘のとおり、今年の4月現在で120名の臨時職員の方にお仕事をしていただいております。そういった意味では、市の行政を行う上で、本当になくってはならない存在であるというふうに認識をしておるところでございます。現状そういったところがございますが、やはりあの、このような多くの人数の配置をしている背景につきましては、やはり過去におきます行政改革等で、やはり100名近い職員の方を削減してきた経過なども、要因の一因としてはあるのかなというふうに思っております。

そういったことで、あの大変多くの方に今、仕事をいただいているというふうな認識をしておるところでございます。

現在120名の臨時職員の方を雇用しておるところで

ございますけれども、実際登録者につきましても、だいたいここ近年、120名から130名ぐらいの登録の人数幅に留まっておるところでございます。以前ですともっと多くの方が、登録していただいていたところがございますけれども、登録者もぎりぎりというふうなところでございまして、年度当初は何とか必要な人員、一般職のほうでは確保しておるところでございますけれども、年度途中でまた必要になった際などにつきましては、確保について、やや苦慮してしている状況などもございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

制度が変わっていくその内容については、だいぶ理解をさせていただきました。やはり問題なのは、その120名おられる臨時職員の皆さん方、以前はもっと登録者がおったんだけど、今はぎりぎりの状態だという答弁でございます。年度途中でも、さまざまな事由で臨時職員の方、辞められる方もおられるようすし、そうなった場合、補充にも大変苦労されているというふうな現状をお聞きをいたします。ちなみにですけども、昨日総務課のほうから、臨時職員の給与についてちょっとお伺いいたしました。日額で6,200円、月額で12万5,700円ということでございます。これ時給に換算すると805円ということでございます。最低賃金法が変わりまして、今山形県は790円になりました。790円と805円、ほとんど私から言えば最低賃金に近い形でやっぱりお願いをしているというふうな現状だろうというふうに思います。そのことが、なかなか人材の確保ができない、あるいは補充ができなくなっているというふうな、大きな原因だというふうには私思うんですが、このことについてのお考えと、そして今度は新たに作る、その会計年度任用職員の給与等々については規則で定めると、これからの作業だと思うんですけども、それにどう反映をさせていくおつもりか、お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。ただ今議員のほうからお話ございました、一般事務の1年目の月額給与につきましては、12万7,500円というふうになっておるところでございます。月額の賃金につきましては、決して高い水準とはいえないところではございますけれども、これまで期末手当の支給、それから休暇制度についても、一



定の充実を図ってきた経過などもございます。今度、会計年度任用職員のほうに移行していくわけでございますけれども、法制化をされたというふうなことでございますので、基本的にはこの制度に沿った形で対応していく必要があるかと思っております。

先ほどご指摘がありましたとおり、臨時職員につきましては、行政運営を進めていく上で、必要不可欠な職員の方でございますので、新たな任用制度におきましても、尾花沢市のほうに応募していただけるような待遇が必要であろうかなというふうに思っております。

他市町村の運用の方向性なども参考とさせていただきながら、待遇については今後検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

3問目ですので、市長にお伺いしたいと思いません。

昨日ちょっと、ある民間企業の社長さんとお会いをいたしました。今度県外から奥さんと子どもを連れて会社に入ってくれるということになったということで喜んでおりました。やはり人員の確保は非常に苦労して、そういう中であって、やはり基本給をすごく上げたそうです。その方は技師なので、基本給を上げたと。そしたら県外から応募が来られたと。早速契約をさせてもらって喜んでおりました。この今回規則で臨時職員の皆さん方の待遇について定めると。これからの作業だと思います。私はこの臨時職員の、さっき課長が働いていただいているということが、私すごくいい言葉だなと思えました。働いていただいている、その気持ちで、臨時職員の待遇改善というのは、今申し上げました、その人員を確保していくという、1つの大きな手段でもあるだけではなくて、やはりその臨時職員の働く意欲、そしてやっぱり市民のサービスの向上、そしてまた言えば定住の促進にも私つながるものだというふうに思っております。総務課長は、他市町の動向ということをお伺いしたけれども、私はそういうふうな意味では、しっかりとした、県内でも待遇が尾花沢いいよというふうなことで、むしろ市内外からも応募してくる、そして今の尾花沢の行政を支えていただく、そういう人員確保をぜひ必要だと、そのための私チャンスでもあるというふうに思ってるんですけども、市長のご所見をお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

お答えいたします。今の議員の一連のお話を聞いて、私が思ったのは、昭和40年代後半から昭和50年代、本当に民間が先行するという状況でございました。そしてその1番の刺激を受けたのは、東京の警視庁でございました。それで給料が、やはり基本給がどんと上がっていききました。それに伴って公務員の給料もまた上がっていったという流れがございます。現在、民間でも求人をして、なかなか人員を確保できないという状況にあります。そんな中で、どこをじゃあ見直すかといえば、やはり給与をどのような形で設定するか。しかし今、企業のほうにおいても、当然支払うなら支払うの裏付けがないと、非常に厳しい面もございまして、ですから収益が上がってきて、その上で給料をしっかりと払うと。もちろん受注が増えてくれば、当然給料も転化していけるというのが、今の企業の状況だと思います。そういったことを考えますと、市の職員の皆様の今の現状を見た時に、本当に私個人の感想ですけども、ひどいなと思います。これで生活を支えていくというのは、実際に非常に大変であろうというふうに思われますので、今後を考えた場合に、やはり相応の対応は考えていく時期に来てるのかなというふうにも思いますし、最低賃金が今年度790円という形になっておりますし、東京では1,000円という時代が来ていると。そこをかみ合わせて考えていけば、やはり市もそれなりに対応を考えていかなきゃならない、そういう時期に来ていると。それゆえ、地方交付税とか、市税とか、そういった自主財源をしっかりと確保していくということも必要でございますので、そういったところも合わせた形で、市当局一丸となって取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第59号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第59号は、原案

のとおり決しました。

次に、日程第20、議第60号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第60号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第60号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第21、議第61号「尾花沢市名木沢生涯スポーツ交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

これも念願の福原地区に、名木沢小学校の体育館を活用した生涯スポーツ交流センターができるということで、大変うれしく思っております。

この交流センターのオープンの時期と、その後の施設管理については、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

あと第4条「センターに、センター長を置く。」とあります。任命の方法全くないんですけども、このセンター長、条文を読みますと、いろんな部分で、許可権限まで含めた、かなり大きな権限を持っている方になるというふうに思われるんですが、このセンター長というのは、どういうふうな形で配置をされるのか、お伺いいたします。

第8条が使用料になっております。この条文を見ますと、「第1条の目的以外に施設を利用する場合は、光熱水費等実費額を徴収することができるものとする。」という条文であります。いわゆるその、一般的な地域の方々を使用する際、その使用料というのはここに明記はなっていないんですが、どのように考えておられるのかと、あとこの非常に難しいことだなと思うんですが、光熱水費等、実費額を徴収することができるというのは、どんなケースを想定されているのか、

お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

青野議員からは大きく4点についてのご質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、オープンの時期はいつ頃かというご質問でございます。現在、耐震補強工事と施設の改修工事を、10月31日を工期に進めているところでございます。ただ業者さんからは、なかなかオリンピック関係の施設の改修の事業と、時期的に同時期でございまして、資材の調達に大変苦慮をしているという話がございました。今後10月末の工期を延長させていただきまして、現在2月末の工期で、業者と調整を図っているところでございますので、工事完了次第すぐにでも、地域の皆さんから活用していただけるよう、オープンをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目、施設の管理についてのご質問でございますけれども、工事完了後の維持管理につきましては、経費の部分、光熱水費や消耗品費等につきましては、市が負担をし、管理面、鍵の管理また清掃などの管理面につきましては、地域の方々をお願いしていきたいということで、地域の皆さんと話し合いを行ってきたところでございます。

3点目の第4条、「センターに、センター長を置く」ということで、センター長につきましては、社会教育課所管の施設となりますので、社会教育課長を以って、センター長に位置付けをしていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、第8条の使用料の光熱水費等の実費額を徴収することができるものとするということで、記載しておりますけれども、第1条の目的以外のものに関する使用料の徴収でございますので、地域で活用する場合は、使用料については伴わないということになりますけれども、例えば市外、県外の方からの使用とか、あと収益性を求める使用などについては、市の公共施設の使用料の基準にしたがひまして、使用する場合もあるということで、第8条を設けさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

地域の皆さん方も、1日も早くそういった施設の利用、完成を望んでいるというふうに聞いております。

これ業者があるということではありますけども、2月末までと、冬期間を経て来春かなというふうなことになるかというふうに思いますけども、できるだけ工期についても短縮しながら、1日も早いオープンができるような努力をお願いしたいなというふうに思います。

2点目の施設管理ですけども、経費については市が持つということで、直営という考え方だと思うんですけども、除雪については今触れられておりませんでした。一番大変なのは除雪ということで、その利用についても、やっぱりこまめにしないと、なかなか雪に埋もれた中では施設の活用大変かなと思いますけど、除雪についても含めた、私は直営という考え方ですけども、その辺も合わせて、改めてご答弁お願いしたいと思います。

あと第4条なんですけども、社会教育課長を置くということで、私大変安心をしました。やはりこれだけの権限のある方を地元から委託をするとなりますと、やっぱり大変な任務だなと思いましたので、社会教育課長があたるということであれば、なんかそういうところを明記しなくて良かったのかなというところがあって、このままですと、センター長を置くということになれば、選任方法とか、そういった誰をとというようなことが全く規定ないというところが、ちょっと心配だなということでした。

あと第8条については、徴収をすることができるという条文なんですけども、裏返せば無料だと、今課長からの答弁からは察することはできるんですが、やっぱりきちんとその施設使用料については、無料ということを明記すべきじゃないんじゃないかなと。そのことは、規則というものはさらにあって、そういうものに定めるのかどうか分かりませんが、やはりちょっとそういうふうなところもですね、使用料の規定の中には明記されてないので、そういうところもきちんと、ちょっと規則についてもどう考えているのかなんですけども、やっぱりそういうところは明記していく、今後のためにもですね、今の段階でやっぱり、この施設というのは作られれば、5年、10年、20年と地域の人が活用する地域の施設として、使用しているので、やっぱり最初のこういう条例、あるいは規則を定める段階でのルールというもの、あるいは定めというものはある程度明文化すべきじゃないかなと思っておりますけども、併せてお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

それではお答えいたします。まず除雪に関してのご質問でございますけれども、日常の出入口の除雪につきましては、地域の皆様に、活用する団体の皆様をお願いをしまいたいということで、地域の方と話し合いを行ってきたところでございます。ただ、屋根の落雪の雪とか、駐車場の除雪などにつきましては、このたび12月定例会におきましても、除雪費ということで補正予算を計上させていただきまして、可決いただいておりますので、地域の皆さんから除雪に対するご要望がございましたら、市のほうで負担していかねばならないと考えているところでございます。

また2点目の今回の第8条の使用料関係でございますけれども、やはりこの記載内容では、どういう場合に徴収されるのか明確でないという話でございますので、今回、条例と併せて設置規則のほうも定めてまいりますので、規則の中で、どういう場合に伴うのかということも、明確に定めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

除雪ですけども、あの施設まで行くには、校庭を通過して相当延長ありますよね、出入口を地元の方でという、まずその約束はその程度というものが、やっぱりあると思うんですね。1日に60cmもやっぱり降る時もありますし、そうなりますと、せっかく作った施設、なんかその管理人という方は、地域にいないわけですから、いないというちょっと想定だとすれば、やっぱりそれを使う人が、その入るまでの区間を自らの手でやらなきゃならないとなりますと、非常にこれもどうなのかなと。これはこれからのことなので、その辺地元と協議をしながら、やっぱりある程度管理費という中に、出入口にもちょっと面倒見てもらうというような考え方に立たないと。福原だけでなく、かなり良い施設だなと、さまざまなスポーツが可能な施設だということで、市外、市内全域からそういう形で利用されるという私は施設になってほしいし、そうあってほしいと思います。という意味でやっぱり、除雪についても、直営というやっぱり考え方をしっかりと打ち出して、入口の間口のところも、地域の方をお願いできればお願いをして、そして利用は利用ということで、でないちょっとその辺、利用者にとっても不都合な点が生じる可能性がありますので、十分お話をしながら、そういう配慮もしていただきたいなと思います。

あと先ほど申し上げました、この条例だけでは規定ができていないような部分については、規則で定めるということでしたので、今ありましたように、その料金体系についても、これやっぱり無料なんだというところが一言も入っていないので、前提だということではなくて、やっぱりそれはきちんと明記をすべきでありますし、あとセンター長についても、社会教育課長を置くということであれば、やはりそうやってきちんと明文化をしていかないと、これだけを見ると、どなたがこのセンター長に本当に任命された方は任務が重いなというふうに思いましたので、これも今のことがはっきりしてるのであれば、そういったこともしっかりと定めながら、やっぱり施設管理についても十分な体制を取っていただいて、そして名木沢地区、福原地区、尾花沢全域の皆さん方が、生涯スポーツとしてこの施設を活用できる、やっぱりより良いこの管理に仕方についても、もしいろんな課題が出てきた場合は、地域の皆様方と話し合いを持ちながら、しっかりとやっていただきたいなというふうにお願ひしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第61号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第61号は、原案のとおり決しました。

この際、お諮りいたします。日程第22、議第63号「人権擁護委員の推薦について」から、日程第25、議第66号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの4案件については、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしましたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、4案件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

まず、議第63号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。本案は、これを同意することに、ご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第63号は、これを同意することに決しました。

次に、議第64号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第64号は、これを同意することに決しました。

次に、議第65号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第65号は、これを同意することに決しました。

次に、議第66号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第66号は、これを同意することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。この際、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

9月定例会の閉会に際し、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、8月下旬発生の九州北部豪雨災害、今月発生した台風15号及び17号により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

過去最強クラスの台風上陸となった関東地方では、ほぼ停電が解消されたようですが、災害復旧の長期化が予想されております。被害に遭われた不自由な生活を余儀なくされている方々が、1日も早く普段の生活に戻れますようお祈り申し上げます。

そのような中、本市においては、9月24日に山形県河川国道事務所と道の駅所在市町村間において、道の駅における防災利用の協定を締結いたしました。今後

とも、防災に対する体制を着実に強化しながら、災害発生に備え、万が一の際には、迅速かつ的確な対応ができるよう対策を講じてまいります。

さて、議員の皆様には、9月9日から19日間にわたり、慎重にご審議を賜り、提出いたしました各種重要案件について、原案のとおりご可決、ご同意をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。審議をとおして賜りましたご意見ご要望を十分尊重し、今後の市政運営に努めてまいります。

今年度は、市制施行60周年の記念すべき年にあたります。9月23日には、サルナートを会場に親子ふれあいコンサートを開催し、ペルー出身の兄弟によるアンデス音楽を楽しんでいただきました。「コンドルは飛んで行く」や「コーヒールンバ」など馴染みの曲もあり、また、参加者と一緒にステージで演奏するなど、会場全体で楽しみながら鑑賞いただきました。

また、10月に入りますと10月12日、13日のまるだし尾花沢ふれあいまつりの開催に始まり、17日の市内小中学生議員によるこども議会、26日の市制施行60周年記念式典の開催と、多くの行事を企画しております。

こども議会については、本市の明るい未来につながるような提言が寄せられることを期待しております。また、60周年記念式典終了後には、新そばの最上早生を堪能していただく、60メートルの板そばふるまいのほか、本市出身の歌手をお招きし、ふるさと音楽祭を開催いたします。

未来に向かって新たな一歩を踏み出せるよう、市民の皆様と一緒に祝いしてまいりますので、皆様お誘いあわせの上、ぜひご臨席賜りますようお願いを申し上げます。

また、明後日、9月29日には首都圏尾花沢会、10月1日には、みやぎ尾花沢会が開催される予定となっております。議員の皆様からも多数ご出席いただけるとお聞きしておりますので、盛会となりますようご協力をよろしくをお願い申し上げます。

結びに、7月の天候不順の影響で作柄が心配されましたが、市内の田んぼには黄金色の稲穂が実り、いよいよ刈り取りの時期に入りました。議員の皆様には、くれぐれも体調を崩すことのないようご自愛いただき、市政発展に向け、なお一層のご指導とご協力をお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって、令和元年9月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様で

ございました。

閉会 午前11時25分